

第 51 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 26 年 8 月 5 日（火）14：30 ～ 17：05

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、中島部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

- (1) 平成 25 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）
- (2) その他

5 議事概要

○西村部会長 それでは、多分、5 分正確にたつたと思いますので、ただ今から第 51 回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、黒澤委員、津谷委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤室長 では、お手元の資料について、議事の内容とあわせて確認いたします。

本日は、平成 25 年度統計法施行状況について、関係府省から説明を受ける予定です。

資料 1 として、前回の基本計画部会で決定した「平成 25 年度統計法施行状況報告のうち

各府省に説明を求める事項」を用意いたしました。右端の欄に説明を求める内容を記載しており、括弧内の矢印の後に記載している府省に説明をいただくことにしております。

大きく整理いたしますと、①国民経済計算の整備、②行政記録情報等の活用、③統計リソースの確保及び有効活用の3つの事項に分けられます。それぞれの事項ごとに説明、質疑応答をお願いしたいと思います。

資料は、事項ごとに番号を付しています。

資料2は国民経済計算の整備、資料3は行政記録情報等の活用、資料4は統計リソースの確保及び有効活用に対応しております。

以上、過不足等はありませんか。

以上です。

○西村部会長 それでは、議事に移ります。

ただいま、事務局から説明がありましたように、本日の部会では、前回の基本計画部会で決定した関係府省にヒアリングをする事項として3つに分けて説明を受け、質疑応答を行いたいと考えております。

本日中に3つの事項それぞれについて、一通り説明を受けたいと考えており、質問が細部に及ぶ場合には、次回までに回答に相当する資料を用意していただき、次回のヒアリングの場でその概要を説明していただくという形にしたいと思っております。

それでは、まず、最初に国民経済計算の整備について、内閣府から御説明をお願いします。

○丸山内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部部長 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部です。

本日は、平成25年度の統計法施行状況の報告のうち、内閣府による国民経済計算関連の取り組みについて説明を申し上げます。

資料2-1を御覧願います。

表紙をおめくりいただきますと、目次がございますので、そちらを御覧願います。

本日は、最初に平成25年度に行いました平成23年確々報推計における「平成24年経済センサスー活動調査」の使用状況等について説明をいたします。そののち、国民経済計算次回基準改定研究会における検討状況のうち、供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上、生産側、分配側四半期速報の開発、建設部門産出額の推計方法の見直しに関する検討状況について、順次説明をいたします。

まず、23年確々報推計における「平成24年経済センサスー活動調査」の使用状況について説明いたします。

3ページを御覧ください。

従来、国民経済計算の年次推計におきましては、製造業部門の出荷額等の推計に「工業統計」を使用しておりますが、平成25年度に行った国民経済計算の23年度確々報推計の対象である平成23年につきましては、平成24年経済センサスー活動調査の実施を受けて、工

業統計が実施されておられません。そこで、製造業部門の出荷額等の推計には、25年8月に公表されました24年経済センサスの確報結果を使用いたしました。なお、24年度に行いました国民経済計算の23年確報におきましては、経済センサスの担当省より、24年センサス速報の公表に先立ってデータ提供を受けまして、製造業部門の推計に使用しました。

ただし、このデータは製造業の全てをカバーするものではないということでしたので、生産動態統計などを用いまして、代替統計を補完的に活用して推計を行いました。

次に、平成24年経済センサスのサービス部門の扱いです。

4ページを御覧ください。サービス部門につきましては、24年「経済センサス」確報結果の公表が26年2月でして、国民経済計算は23年確々報の推計作業よりも後であったということで、特定サービス産業動態統計調査などの各種基礎統計を使用して推計を行ったところです。

一方、サービス部門を含む24年経済センサスの結果につきまして、現在、総務省を中心に作成中の「平成23年産業連関表」の生産額等の推計に使用されておきまして、経済センサスでより包括的に捕捉されたサービス産業の実態が反映される見込みです。

したがいまして、この23年産業連関表をベンチマークとして取り込む国民経済計算の次回基準改定におきまして、産業連関表を通じて経済センサスの結果を反映し、サービス部門について、より実態を捉えた姿となることが期待されるところです。

続きまして、28年経済センサスを踏まえた取り組みについて、説明いたします。

5ページを御覧ください。

25年度の取り組みとしては、ただいま説明したとおり、24年経済センサスの確報結果を用いた23年確々報推計作業に注力をしたところですが、次のセンサス、平成27年を対象とする平成28年経済センサス活動調査については、国民経済計算の27年確報推計のタイミングで利用できないということですので、製造業部門の推計には、生産動態統計等による代替推計を全面的に用いる必要があります。

このため、今年度26年度に入りまして、代替推計の手法による24年試算値の作成と工業統計により推計した24年確報値との比較検証作業を行うよう着手したところです。

今後とも、27年確報推計でのこうした代替推計による年次推計手法の確立に向けまして、検討を継続してまいりたいと考えております。

以上が、経済センサス関係の取り組み状況です。

続いて、6ページを御覧ください。

次は、国民経済計算次回基準改定に関する研究会での検討状況について説明をいたします。

当研究所では、平成28年度を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向けた検討を行うため、有識者からなる研究会を25年3月から26年7月にかけて10回開催をいたしました。

本研究会では、主として6ページに掲げてあります、①～④の課題につきまして、検討、

議論を行いました。本日は、これらのうち、25年度の研究会を通じた②～④の検討状況について、説明をいたします。

まず、供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上に関する検討状況です。

7ページを御覧ください。

最初に、この課題の検討の背景ですけれども、国民経済計算におきましては、生産側GDPと支出側GDPで、それぞれ推計方法や基礎統計の違いから「統計上の不突合」が発生しております。こうした統計上の不突合につきましては、その要因を分析し、国民経済計算の推計方法の改善、精度の向上につなげる中で、その不突合の縮減を図っていくことが重要な課題となっております。この不突合の要因を大きく整理したのが、次の8ページです。

統計上の不突合イコールという式がありますけれども、この式にありますように、統計上の不突合は、1つは主要系列表1と付表1における純輸出の乖離、そしてもう一つは付加価値法の「中間投入」とコモディティフロー法の「中間需要」の乖離、大きくこの2つから不突合が発生しております。

このうち、前者の課題への対応につきましては、第Ⅱ期基本計画に明記をされておりますので、本日は、後者の中間投入と中間需要との乖離による不突合の要因、そしてその縮減に向けた対処法に関する検討状況について説明をいたします。

9ページを御覧ください。

まず、基準年における不突合の要因です。

産業連関表を国民経済計算のベンチマークに用いる際、国民経済計算の概念への組みかえを行う必要がございますが、その方法は、支出側のGDPの推計に用いるコモディティフロー法、生産側GDPの推計に用いる付加価値法において、一部異なっているということがありますので、結果として財貨・サービス別の中間需要と中間投入との間に差が生じております。

そしてそれが、また、マクロでも統計上の不突合にもつながっております。

このため、次回基準改定に向けましては、現在、コモディティフロー法、付加価値法、別々に行っているこの産業連関表の組みかえの共通化を図る方向で検討を行っていきたいと考えております。

以上が、基準年の不突合の要因です。

次は、延長年による不突合の要因ですが、10ページを御覧ください。

あわせて次の11ページも一緒に御覧願います。

延長年の推計におきましては、まず、コモディティフロー法では、基準年の産業連関表から算出した配分比率等を用いまして、中間需要、家計消費、総固定資本形成といった需要項目の推計をいたします。これは11ページの図では、薄い青色の斜線をかけたところになります。

他方、付加価値法では、毎年の基礎統計から推計した経済活動別の中間投入比率を用いて、経済活動別の財貨・サービス別中間投入を推計しております。

これによって推計される中間投入を財貨・サービスごとに集計しましたのは、この11ページの図で言いますと、薄いピンク色に斜線をかけた部分です。

こうした基礎統計と推計方法の違いによりまして、財貨・サービス別の中間需要と中間投入との間に不突合が生じ、マクロの不突合の要因にもなっております。

11ページの図では、この薄いピンク色の斜線の部分、薄い青色の斜線の部分を財貨・サービス別に横に比べると不突合が生じております。

そこで、延長年につきましては、供給・使用表の枠組みを活用して、中間需要と中間投入を調整することができないかといったことで、その方法を検討しております。

12ページを御覧ください。

今、申し上げた供給・使用表の枠組みを活用した調整方法の具体的な方法ですが、2つの段階の手順によって、中間需要と中間投入を調整しようという方法を検討しております。

まず、第一段階ですけれども、財貨・サービスごとに総需要に占める各需要項目の比率、その財貨・サービスに関する統計情報を勘案いたしまして、財貨・サービス別の中間需要と中間投入のうち、より信頼性があると判断されるケースを採用するという方法です。

少し抽象的で分かりにくいと思いますので、13ページを御覧いただければと思いますが、ここで例として挙げてある財貨は、総需要に占める中間需要と家計消費の割合が支配的な財貨です。

一番上の実線が家計調査から計算される家計消費を示しております。

それから、真ん中、白抜きの四角で示したものが総需要マイナス中間需要を計算したものの、一番下にあります黒い四角で示したものが総需要マイナス中間投入の動きを示しております。

この財貨は、中間需要と家計消費でほとんど占められていますので、総需要マイナス中間需要、総需要マイナス中間投入で計算されているものは、家計消費をあらわしていますので、この白抜きの四角と黒い四角が一番上の実線のどちらに近いかということ、まず、比較をしてみるということです。この財貨の場合には、御覧いただけるとおり、白抜きの四角のほうが上の実線により近いと。すなわち、総需要マイナス中間需要のほうが家計消費の動きにより近くなっていると判断されますので、この財貨につきましては、中間需要の方がより信頼性があると判断されるということで、中間需要側のケースを採用するというものです。

もう一度、12ページに戻っていただきまして、第二段階の方法です。

第二段階につきましては、この中間需要、中間投入両者の動きを比較検証しても、どちらが信頼性がより高いか、根拠とする材料がないというようなときには、中間需要、中間投入ともに同等の信頼性があると判断をしまして、こういった財貨・サービスの場合には、中間需要、中間投入の平均値を求めまして、それぞれこの平均値の水準に調整をするという方法です。

14ページを御覧ください。

今後の方針につきましては、以上、説明しました方向性のもとで次回、基準改定に向けてまして供給・使用表の枠組みを活用した推計精度向上のための方策について、実装上の具体的な課題を含めて、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、延長年の調整を行う場合に、こういったタイミングで実施するかということについても、検討を行う必要があると考えております。

国民経済計算次回基準改定研究会において、この課題について、どのような議論があったかということですが、主な議論をそこに紹介しておりますが、ただ今説明したような考え方をベースに、次回基準改定に向けて財貨・サービス別の中間需要、中間投入の調整を行うことを目指して、実装に係る検討を行うことが重要といったことです。

今回、説明を行う対象にしておりませんが、国民経済計算体系内の純輸出の整合性の向上についても、次回基準改定に向けて実現を目指して検討を進めることが重要といったような御議論がありました。

以上が、供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上に関する検討状況です。

次に、生産側、分配側四半期速報の開発に関する検討状況です。

15ページを御覧ください。

まず、検討の背景です。

現行の国民経済計算の四半期別GDP速報では、支出側GDPとその内訳、そして雇用者報酬などを中心に推計・公表をしております。生産・分配面での情報を体系的な形では推計・公表いたしておりません。

他方、多くの主要先進国では、四半期速報として、三面のGDPですとか、家計貯蓄率などが推計・公表されています。

このため、我が国におきましても、統計利用者のニーズも踏まえ、生産面・分配面も含む四半期国民経済計算として、四半期速報推計の充実に取り組む必要があります。

具体的な検討状況ですが、次の16ページを御覧ください。

まず、生産側、分配側四半期速報の「推計の対象」ですが、生産側につきましては、実質GDP、そしてその内訳としての経済活動別の付加価値、それから分配側につきましては、名目GDPと雇用者報酬、営業余剰・混合所得といったその内訳。そしてそれに加えまして、家計可処分所得、家計貯蓄率等が推計の対象と考えられます。

それから「公表時の表章のあり方」ですが、生産側の四半期速報については、統計利用者のニーズや諸外国の傾向を踏まえまして、実質・季節調整系列の実額あるいは指数と増加率を中心に検討をいたしております。

分配側につきましては、名目・季節調整系列の実額、増加率。家計貯蓄率の場合には、水準といったこととなりますが、こういったところを中心に、今、検討をしています。

続きまして、具体的な推計方法の現時点で考えている案について説明いたします。

17ページを御覧ください。

まず、生産側の推計方法です。

市場生産者の産業別の実質付加価値の推計方法ですが、諸外国でも採用例の多い、シングル・インディケータ法を採用する方向で検討しております。

全体的に説明しますと、まず、支出側GDP速報の供給側推計に用いております四半期別財貨・サービス別の名目出荷額がありますが、これを用いまして、四半期別財貨・サービス別の名目産出額を推計いたします。

次に、この四半期別財貨・サービス別の名目産出額から直近年のV表、経済活動別財貨・サービス産出表ですが、この直近年V表を用いて、四半期別、産業別、名目産出額に転換いたします。これを四半期別のデフレーターを用いて実質化をして、四半期別産業別実質産出額を計算いたします。

そして、この四半期別産業別実質産出額に、直近年の実質付加価値率を乗じまして、四半期別産業別実質付加価値を推計するという方法です。

これは要するに赤字で書いてありますけれども、四半期別の実質産出額の動きで四半期別の実質付加価値の動きを推計するという方法ということが言えるということです。

それから、政府を含む非市場生産者の実質の付加価値等につきましては、現行の支出側、GDP速報の推計過程で得られる情報を活用して、推計を行うということを考えております。

続きまして、分配側の推計方法、18ページです。

分配側につきましては、項目に応じて、いろいろな方法を採用するという事を考えております。

行政記録情報を含めて、利用可能な基礎統計を精査しつつ、それぞれに合った異なる推計方法を採用しているということです。

幾つかの推計方法を例として挙げておりますが、まず、雇用者報酬、これは現在も四半期別速報の中で推計をしておりますけれども、こういった現行のGDP速報で推計している系列を活用するという方法が、挙げられます。

それから、適切な四半期補助系列を用いて、確報値を延長推計するという方法も考えられます。

例としては、ここにありますように、営業余剰・混合所得は四半期別法人企業統計、それから、国税、社会保障給付は、課税ベースをあらわす系列や収入額調、年金事業状況といった情報を補助系列として使って延長推計をするということです。

この際ですけれども、一番下に※印、なお書きが書いてありますが、現在の国民経済計算で、年度確報値を四半期分割する際に、税と社会保障給付については、現金ベースで四半期分割をしておりますが、この分配側の四半期速報推計では、発生ベースであらかじめ四半期分割を行っておきまして、そのこの部分の延長推計の際には、この発生ベースの適切な補助系列で延長推計をするということを検討しております。

例えば、消費税のような場合、課税ベースは家計消費といったものが近い動きをすると考えられますけれども、こうした家計消費を補助系列に用いて、四半期分割をしたり、その伸び率で速報値を延長推計して求めるといったような事を考えているということです。

それから、その他の方法としては、3番目にありますけれども、適切な年次系列を用いて確報値を延長推計するというので、例えば、地方税の太宗などについては、なかなか速報推計のタイミングで四半期のデータがとれないというようなこともありますので、地方財政計画の予算の伸び率で延長推計するといった方法です。

このほか、四半期別の情報が乏しい項目につきましては、トレンド推計を行うといったことも考えております。

例として、固定資本減耗を挙げておりますけれども、直近暦年の確報値における資本財別の実質固定資本減耗をウェイトにした四半期別の資本財デフレーターを作成した上で、これを確報値の名目固定資本減耗に乗じて名目固定資本減耗の四半期値を推計するといった方法です。

19ページを御覧ください。

今、御説明したような推計方法につきましては、幾つか課題もあります。まず、生産側につきましては、例えば、電気、ガス、水道等で実質付加価値率、一定の仮定で推計した場合に、推計精度に影響するということが見られるということです。

それから、分配側につきましては、固定資本減耗ですとか、営業余剰・混合所得等の推計精度にまだまだ課題があるといったようなことが現時点で分かっております。このため、引き続きデータの蓄積を踏まえて精度の検証と推計方法の精緻化を努めるとともに、季節調整手法の検討も併せて行っていく必要があると考えております。

今後の対応ですが、当面、次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表していくということを目指しまして、先ほど申し上げたような課題をさらに検討をしてみたいと考えております。

また「適時性」。ある四半期終了後、どのタイミングでこうした速報を公表するのかといったことにつきましては、現時点では、この支出側2次QEの公表よりも後のしかるべきタイミングを基本に検討をしてみたいと考えております。

それから、研究会での議論、どのようなものがあつたかということですが、主だった議論を20ページに紹介しております。

まず、ただ今説明したような考え方を基本にして、精度向上の検討を進めつつ、基準改定後の参考系列としての公表を目指すことが重要ではないか。

それから、生産側について、シングル・インディケーター法を採用することを私ども検討しておりますが、当面はその方法で実質値を作成するというのがやむを得ないということかもしれないけれども、将来的には三面推計の相互チェックの観点から、年次推計で採用しているようなダブル・デフレーションの可能性というものも検討すべきではないか。

それから、生産側の速報については、経済活動別の表章について、サービス業を細分化することが望ましいのではないかとといったような議論があつたところ です。

21ページ、最後の課題ですが「建設部門産出額の推計方法の見直し」についての検討状況について説明をいたします。

まず、現行の推計方法、現行の建設部門の産出額の推計方法ですが、基準年につきましては、進捗ベース、出来高ベースの建設総合統計などから推計される産業連関表の計数に基づいて計算をしております。

延長年につきましては、建設部門の形態ごとに推計する建設向け資材投入額と雇用者報酬等の付加価値額の合計、いわば、建設部門の産出額の生産へのインプットの費用を足したようなもの。これを補助系列として基準年値を延長するといった方法で現在推計を行っております。

こうした現行の推計方法の課題ですけれども、ある基準年値から延長推計された次の基準年の産業連関表の産出額が乖離をするといった課題が起きております。

このために、基準改定ごとに建設部門の産出額が改定するようになっているということです。

この問題を次の22ページの図で説明いたしますと、まず、上のほうにあります破線、これが平成12年基準の国民経済計算の建設部門の産出額を示しております。これは三角の平成12年の基準年値から延長推計をして計算をされているということです。

これの平成17年の値というものと、その下にバツがありますが、このバツというのは、平成17年の産業連関表の値でして、これを比較すると、12年基準の延長推計値のほうがこの平成17年産業連関表の17年値よりも5.7兆円上回っているという、この乖離が生じております。

こうした現行の推計方法をどのように見直していくべきかということですが、次の23ページを御覧ください。

建設部門の産出額につきましては、次回基準改定以降は、産業連関表とより整合的な推計方法に変更するという必要があると考えております。

具体的には、産業連関表の建設部門産出額をベンチマークとしまして、産業連関表の推計で用いられている年次の基礎統計、※印にありますように、建設総合統計、建設工事施工統計ですけれども、こういったものから形態ごとに進捗ベースの工事費を用いて延長推計をするという方法が適切ではないかと考えているところです。

こうした新しい方法で推計を行うことによる効果ですけれども、現行の推計で見られたような前基準年値から延長推計した次の基準年値と次の基準年の産業連関表の値との乖離、先ほど17年については5.7兆円の差がありましたけれども、こういった乖離が縮小して推計精度の向上が図られる、効果が期待されるということです。

現時点で試算をしてみますと、先ほど5.7兆円あった17年における両者の乖離というのが1.8兆円程度に縮小するという試算結果が得られているということです。

最後、24ページ、今後の方針ですが、今後につきましては、次回基準改定後の建設部門の産出額の延長推計において、今、説明したような新しい手法を採用する方向で引き続き検討をしていくと。その際、以下に掲げているような課題について、精査をする必要があると考えております。まず一つは建設補修の基礎統計である「建設工事施工統計」は確報

推計のタイミングに公表が間に合わないということがございますので、トレンド推計等、何らかの方法で補外方法をする必要があるということです。

それからもう一点は、四半期速報（1次QE）の段階では「建設総合統計」の3か月目の公表が間に合わないということです。こちらのほうも適切な補外方法の検討をする必要があると考えております。

研究会での議論は、今、説明したような見直し案というのは、長年の建設部門産出額の推計方法の課題の解決に適切ではないかといったような御意見をいただいたところです。

説明は以上です。

○西村部会長 有難うございました。

引き続き、総務省から御説明をお願いします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付審査官 総務省政策統括官室です。

総務省から資料2-2という表裏の資料に沿って2点説明いたします。

まず、第1は経済センサス実施部局に対して、産業連関表担当として、具体的にどのような要望を提出したのかという質問です。

配付資料の1枚目にありますように、昨年11月に掲げておりますような要望を提出いたしました。主なものとして4点紹介させていただきます。

1点目は「消費税の取扱いの統一等」についてです。

現行の経済センサスは、原則として税込みでの記入を求めつつ、税抜きによる記入も許容しております。両者が混在した形になっています。そこで、税込みで記入されるよう統一していただきたいと要請いたしました。

ただ、実査上、それが困難であるならばやむを得ないということで、24年調査のように消費税抜きだけのチェック欄を設けるのではなくて、消費税抜きと消費税込み両方のチェック欄を設けて、いずれの場合でもチェックするような形にして基礎データの精度向上が図られるよう要請した上で、集計過程においても統一的な扱いを検討いただけないかと要請いたしました。

2点目は「事業別売上（収入）金額欄の細分化について」です。

24年の調査では、22種類に分けて事業別売上金額を把握しております。産業連関表を推計する上で、主産業の活動についてはさらに詳細に把握することが可能になっておりますけれども、副業につきましては、この22種類のデータにとどまっております。

そこで、より細かい区分で把握してほしいという要望をいたしました。

3点目は「物品賃貸に関する内訳の把握」についてです。

2008年SNAにおきまして、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分が求められていることを踏まえまして、その検討資料として区分して把握してほしいという要望をいたしました。

4点目が「研究開発費について」です。

これは、研究開発を資本化するための情報として、費用の内訳として研究開発費を追加

できないかと要望したものです。

続きまして、裏面を御覧願います。

大きな2点目として、供給・使用表の関係についてです。

この課題について、私どもとしては、国民経済計算の精度向上の一環として、供給・使用表が活用されることと認識しておりますが、産業連関表作成側として、この課題に対して具体的にどう対応するのかという点について、第I期基本計画のスタート当初においては、明確でなかったところもあります。

ただ、その後、統計委員会における議論を精査した結果として、産業連関表については、作成方法の問題ではなく、産業連関表の精度向上を図ること。そうすることがひいては国民経済計算の精度向上に資するという方向が明確になりました。

そこで、産業連関表担当といたしましては、この課題に対して、基礎資料収集の一環として行っているサービス業に関する投入調査などの改善、具体的には標本数の増加や調査内容の改善に取り組んでいるところです。

そして、その調査結果などを利用して、現在、23年表の推計作業を進めているところです。

以上です。

○西村部会長 有難うございました。

ただいまの説明について、御質問等あれば、お願いいたします。

○中島部会長代理 内閣府に質問があります。資料2-1の19ページなのですが、生産、分配側四半期速報の開発に関して、今後の対応についての内容です。

これの扱いなのですが、基本的にこれを見ると適時性ということで、支出側は2次QEの公表よりも後のしかるべきタイミングということなのですが、これをこのタイミングで出したときのユーザー側の反応やニーズというのはどういうものを想定していますか。

3次QE的なイメージになるのか、それとも2次QEの数字、コントロールトータルというのか、その部分は押さえた上で、分配側のいろいろな雇用者報酬であるとか、営業余剰であるとか、その内訳の情報を出すにとどめるのか、そのあたりの使い方ということについて、少し御意見があればお聞かせ願います。

○丸山内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部部長 まだ現段階では、試算を行っている段階でして、先ほど説明しましたような課題もいろいろありますので、現在、考えているところでは、生産、分配は参考系列としてまずは公表を目指そうということですので、GDPトータルというのは、当面はやはり四半期別の支出側の現在行っているGDP速報で見ていくのかなと思います。これら生産分配面につきましては、部会長おっしゃったように、参考として、その内訳を見ていくと、見る上でお役に立てていただけないかなと。支出面とこの生産、分配面のそれぞれの動きを検証していく中で、精度を高めていければ、いずれは三面の間の比較をして精度を向上させていくということもできると思います。

当面は、やはり内訳を御覧いただくことに役立つのではないかと考えております。

○中島部会長代理 確認なのですけれども、全体の上昇率としては、2次QEと同じになるということですかね。

○丸山内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部部長 そこは試算を続けていかないと分からないところなのですが、必ずしも一致するとは限らないと考えております。それは日本だけではなくて、ほかの国でも改良しているということで、なかなか簡単に達成させるというのは、すぐにはできないのではないかと考えております。

○前田委員 済みません。いずれもすごく難しい課題に真摯に取り組まれているということがよく分かりましたが、内閣府に2つほどと、あと総務省に1つほど、質問と意見を申し上げたいのですが、今の中島部会長代理からもお話がありましたけれども、やはりこれを出されたときに、四半期のところで生産分配も出されて、恐らく幾ら努力をしても一緒にはならないとは思うのですけれども、当然、ユーザーの方がそれは十分に理解できるかという点については、必ずしもはっきりしませんので、なぜ違うかとか、どういう作り方をしているかなどの点については、これは是非コミュニケーションを十分に行えるように御努力いただきたいと思っておりますし、今回、試算値というものは、この場では、まだ出されていないと思うのです。

いずれ、これから算出されるのではないかと考えておりますけれども、可能であれば、どこかで統計委員会の場でも試算値を出されて、なぜ違うのというような御説明があると、我々自身も非常に理解が進むと思っております。それが第1点であります。

第2点なのですが、資料の14ページになりますけれども、今の四半期QEの件については、いつ出すかというようなことについて、多少の方向性はおっしゃっていたかと思うのですが、一方で供給・使用表の枠組みの生産と支出、その不突合の調整といいますか、解消、これについてどのタイミングで実施するかについて、検討ということが書いてありますが、もちろんこれから御検討なさるのですが、さすが年次のものになると、確報では無理としても、何となく確々報ぐらいまでには調整されるのが、ユーザーとしてはいいのかなと思っております。このあたりについて、何か方向性をお持ちであれば、どのタイミングでやるかということについて、御意見を伺いたいと思っております。

それが内閣府に対しての質問として、もう一点、総務省の方の資料2-2であります。経済センサスについて、幾つか要望を出されたということでもありますけれども、これは要望を出された後、その後どのような反応や進展があったのか、現時点で何か分かっていることがありましたら、教えていただければと思っております。

以上です。

○西村部会長 では、お願いします。

○丸山内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部部長 では、まず内閣府の方からお答えをいたします。

まず、生産面、分配面の四半期速報と現在出しております支出側の速報との関係ということですが、まだ試算値については、いろいろ課題がありまして、お示しできるような状

況ではありませんけれども、いずれにいたしましても、生産面、分配面のGDP等につきまして、参考系列として公表をするという場合には、政策当局も含めて、統計利用者において混乱が生じないように事前の段階で推計方法ですとか、それを踏まえたそれぞれの系列の特性などにつきまして、ユーザーとの間でコミュニケーションを図ってまいりたいと思います。

当然、統計委員会の場合でも、検討状況を説明する中で、こういったことについても十分説明をしてまいりたいと考えております。

それから、供給・使用表の枠組みでの調整をどういうタイミングで行うのかということですが、延長年でこの調整をどういったタイミングで行っていくかということですが、今回、説明しませんでした。純輸出の支出面、生産面との間の整合性の向上といった課題もありますので、これらと併せまして、今回、説明した供給・使用表の枠組みを用いた中間需要と中間投入の調整方法を何らかの形で導入することで、不突合を縮減するということを目指して、引き続き検討してまいりたいと思っておりますけれども、まだまだ実務上の課題がありますし、これから推計システムを含む課題についても、精査をしていかなければいけないということですので、どのタイミングでこうした調整方法を適用できるかということについては、こうした実務上の課題も踏まえまして、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○西村部会長 それでは、お願いします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付審査官 総務省です。

失礼しました。

要望に対しては、実は5月末に回答を頂戴しております。

1点目の消費税の取り扱いにつきましては、税込、税抜、両方のチェック欄を設けるとい話につきましては、私どもの要望も踏まえて両方のチェック欄を設けていただける見込みです。

あと消費税の集計上の取り扱いにつきましては、全省的な課題として、現在、別の場で検討しておりますので、その検討結果も踏まえて対応することと承知しております。

それと、それ以外の2～4点目につきましては、報告者負担だとか、地方公共団体の審査事務という観点から、難しいという回答を頂戴しております。

以上です。

○西村部会長 いかがでしょうか。統計委員会の基本的なスタンスというものがありますので、それについてあわせて今の御回答について少しコメントをしたいと思っております。

統計委員会は、基本的に国民目線でいろいろなものを説明していくということを基本的な国民目線ということと、それからステークホルダーに対してきちんとした説明をしていくという形になりますので、例えば、説明をするにしても、推計方法が違うからこうなりましたというような説明では困りますので、やはり推計方法はどのように推

計方法でやって、そしてどうしてこういう違いが出てくるのかというのを、これは非常に難しいことなのでよく分かりますけれども、やはり分かりやすい形で説明するというような努力をしていかなければいけないと思うのですね。

特に、SNAのように非常に複雑な統計の場合は、どうしても最終的にはこれは推計方法が違うのだという話になりがちなのですが、それで止まっていると、いつまでたっても国民に対しての理解は得られないので、その辺の点については、よくお考えになって、検討していただきたいと思います。特に不突合のお願いというのは、最終的に不突合は残りますので、残らないで一定の形でできることはありませんので、そうするとなぜ不突合が起こるのか、その不突合はどこまで縮小したけれども、最終的なところはなぜこのような不突合が起こるのか、例えば、コモ法と付加価値法で、これは最終的に一致するわけがないといっちはいけないのですが、一致するように努力していかなければいけないわけですが、作り方は根本的に違いますから、そういうようなものについて、やはり理解をしてもらうということもありますが、そもそもどうしてそういうような方法をとっているのかということを含めて、そしてその中で、プライオリティーをやるとすると、どういう形のデータを我々としてはプライオリティーとしてトップに置いていくのかというようなことはやはり御説明していただかないと、なかなか難しいという形になりますので、その辺については、よくお願いしたいと思います。

それからもう一点は、これは統括官室にも関連することですけれども、やはり、聞かれたことについては、できるだけどういう問題があったかということと、それから、できないと言われたときには確かにそうなのですが、やはりもう少し、どうできないのかということまで、少し掘り下げて御回答いただかないと、例えば次の基本計画に持っていくときに、なかなかこちらとしても、どうしたらいいのかということの方針が見えてきませんので、その辺についても、できるだけ御努力をお願いしたいと思います。

○西村部会長 この件については、どうぞ。

○廣松委員 質問というかお願いします。内閣府からいただいた資料に関して、大変真摯に努力をしていただいている点を評価したいと思います。3つありまして、まず3ページ及び5ページに、生産動態統計を用いた代替推計のことが出ておりますが、第I期の計画をつくるときに、当時の代替推計の方法では、かなり乖離があって、実用的ではないという判断があったと思います。その後、いろいろ工夫していただいて、その乖離を解消する推計の方法を模索していただいていると思うのですが、その点に関して、少し補足の説明をいただければというのが1点目です。

2点目は、12ページの、先ほど部会長からもコメントがありましたコモ法と付加価値法との関係についてですが、中間需要と中間投入を求めたときの調整の方法のうち、第1段階の部分は、比較的明確で分かりやすいと思うのですが、第2段階の部分で、信頼性という観点から判断がつきかねるといった場合に平均値をとるといようなことになっていきます。それはいたし方がないことだとは思いますが、ここで言っている平均値というのは、

単純に①+②を2で割ったような意味での平均値なのか、それとも少し違う形で加重平均をとるのか、さらにそれを個々の財・サービスごとに行うのか、あるいはすべての財・サービスについて統一した方法を採用するのか、その点を補足をいただければと思います。大変難しいとは思いますが、財・サービスごとに調整の方法が違うというのは、誤解を招くようなところもあり、その辺の検討状況に関して補足をいただきたいと思います。

3番目、17ページに「シングル・インディケーター法」という言葉が出て来ます。これは財・サービス別のものを産業別V表を使って変形をして、それを実質化をするということのようですが、確認のためですが、ここでおっしゃっているシングル・インディケーター法というのは、実質化をするときの価格系列に関して、産業別に別々の系列を使うのか、それとも1本の系列で実質化を行うのか、その点の今の検討状況を伺えればと思います。

先ほど部長もありがとうございましたとおり、次回に説明を加えていただいても構いません。よろしく申し上げます。

○西村部長 すぐにお答えできることがあれば、今、お答えいただいて、できない場合には、次回に回したいと思います。

○丸山内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部部長 センサスが使えないときに、代替推計をどのように行うのかということですが、先ほど説明しましたように、25年度の取り組みとしては、23年確々報で24年経済センサスを活用して推計するということが手いっぱいできて、ようやく今年度に入って、この代替推計の手法の検討に着手できたところですので、まだ、その方法が以前に比べて改善していないということについて、ちょうど説明する段階ではないのかなということですので、平成23年のときにSNA部会で、当時、代替推計はこのような方法が考えられるというような説明をいたしましたけれども、そこからほとんどまだ動いていないという状況です。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長 あと済みません。2点目と3点目の御質問について、説明をさせていただきます。

1つは調整の方法で第1の段階、第2の段階ということで、第2の段階ですが、こちらは財貨・サービス別に細かい品目ごとに単純な平均をとっております。いろいろなやり方を本当は考えられ得るのですが、現時点では、材料がないという状態ですので、ここは単純に平均をしているということですが、財貨・サービス別に行っているということです。

やり方は統一をしているということです。

もう一つ、生産側の四半期速報のところですが、実質化の方法が一本化しているのか、産業別なのかということですが、お答えとしては、産業別ということになります。各産業で、それぞれ何をどういった財貨・サービスを生んでいるかというのが異なってくるわけですが、その生んでいる財貨・サービスごとに、ある意味デフレーションをかけて実質化をしているという状況ですので、産業別に異なった形で行われているということです。

○西村部会長 いかがでしょうか。ほかに御質問等はありませんか。

そうすると、私からもう一点だけ質問します。同じく17ページの実質産出額の動きで実質付加価値を推計、つまりここで実質的に技術を一定と仮定している訳ですけれども、これの具体的なサポーティングエビデンスのようなものはあるのですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長 お答えを申し上げます。少しお答えになっているかどうか分からないのですけれども、まず、このシングル・インディケーター法といいますのは、まず、SNAの国際基準の中でも、理想論としては、いわゆるダブル・デフレーション、つまり名目産出、名目の中間投入を出して、それぞれデフレートして、実質を出して、実質産出から実質投入を引いて、実質付加価値を出すというのが意味1つのやり方として掲げられておりますけれども、例えば、四半期のような短いインターバルで推計をしていく際には、そういった情報がないということで、そうした場合には、この産出額の動きで実質付加価値の動きを捉えていくという、このシングル・インディケーター法というのが推奨されているところです。

実際、各国の生産側、GDPの動きを見ておきますと、例えば、イギリスなどは生産GDPをかなり主力の公表値として使っている訳ですけれども、そちらにおいても、このシングル・インディケーター法というものを採用されておまして、そういった国際的な動きを踏まえて対応している状況です。

○西村部会長 分かりました。具体的には、例えば、後でもっともらしさのチェックなどというのは、他のケースの場合にあるのですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長 今、まさにこの26年度に入ってからになりますが、速報段階で作ったものがその後、結果的にそれが正しかったかどうかという検証作業はしておりますけれども、やはり説明のペーパーの中では、具体的には申し上げませんでしたけれども、19ページでお示しをしておりますけれども、電気、ガス、水道業のようなどころにつきましても、実質付加価値についてという過程が推計精度にみな影響しているところがあるのだろうという分析をしております、こういったところについては、何か工夫ができないかということを検討していく必要があると思っております。

○西村部会長 その辺のときに、やはり検討結果をある程度オープンにしていたほうがいいと思うのですが、それについてはいかがですか。

○丸山内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部部長 今、御指摘のあったような検討状況を含めまして、今後、こういった生産面、分配面の四半期速報の開発に関する検討状況については、引き続き行ってまいりますので、その状況を適当な時期にまた説明をさせていただきたいと考えております。

○西村部会長 ほかに何か御意見などはありませんか。

それでは、国民経済計算の整備についてのヒアリングはここまでという形にしたいと思います。

それでは、次に、行政記録情報の活用について、まず、考えたいと思います。

ここでは、税務データの活用とそれ以外に分けて、まず、税務データの活用について、財務省と経済産業省から説明をお願いいたします。

○鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 それでは、税務データのオーダーメイド集計値による経済統計の活用の検討結果につきまして、経済産業省及び財務省から説明申し上げたいと思います。

まずは代表しまして、経済産業省から報告申し上げます。

資料につきましては、資料3-1、横長のA4の資料と資料3-1の参考ということで、縦のA4の資料を使用いたします。説明に関しては、資料3-1を中心に説明いたします。

それでは、パワポの資料3-1の資料を1枚おめくりいただければと思います。

まず、今回の課題に関しまして「検討に至る経緯」ということで説明申し上げます。

税務データのオーダーメイド集計値につきましてですが、この間、第I期の基本計画において、経済統計の欠測値の推計ですとか、審査基準といったところへの活用の検討について、記載のあったところです。

こちらの課題を受けまして、経済産業省と財務省では、税務データのオーダーメイド集計値の活用可能性について、後ほど申し上げますけれども、どういう利用の仕方が考えられるか、またデータの制約がどういうところにあるかといったところの整理を行いました。

その結果、平成23年度の施行状況報告において、税務データのオーダーメイド集計値の活用は困難であるという報告をしたところです。

その後、平成23年度の審議の段階におきまして、両省における結論は実施困難ということではありますが、実際のデータを使って、税務データのオーダーメイド集計値を実際に用いて、経済センサス等の経済統計と实际的に検証を行ってみたいとご追加的な検証の指摘を受けたことにより、ここに検証を追加的に行ったということです。

ここで少し国税庁から補足があります。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 国税庁です。

平成23年度の統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループにおいても説明いたしましたが、国税庁としましては、税務データのオーダーメイド集計表をほかの統計において活用するためには、以下の4つの条件を満たせば可能と考えております。

すなわち、まず第1に必要とされるデータを国税庁が有していること。

第2に、当該データの定義概念の相違を踏まえても、活用可能なこと。

第3に、当該データが電子化されていること。

第4に、所要のコストを活用側が負担できることの4条件です。

○鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 それでは、説明を続けます。

「これまでの主な整理点」ということで、パワポ資料の3ページ目を御覧ください。

まず、これは平成23年度の時点で、施行状況報告において、両省から報告したところで

す。

1点目、税務データの電子化は一部のみということにして、法人の所得金額といったところのみ電子化されているという現状です。

その中で、経済統計活用可能な項目といたしましては、所得金額であるということ、実際、所得金額のみが活用の検討の対象になるといったところです。

2点目、税務データの所得金額と経済統計の実際の審査基準の対象として用います出荷額ですとか、販売額といったところについては、当然ながら企業会計上、概念が異なりますので、基本的に単純比較はできないだろうということです。

ここで、資料3-1の参考の資料の5ページ目を御覧ください。

図2ということで、売上高ですとか、販売額といったところと、所得額の違いについて図示したものです。

一番上のところにあります。売上高、こちらについては、基本的に経済統計関係で把握している調査項目として、その他、費用等を除いて、経済センサスでイメージしますと、営業利益の項目ぐらいまでは計算項目として導き出すことができるということです。

一方で、税務データの所得額というのは、一番下にありまして、営業利益から、その後、いろいろな差し引きがございまして、当期純利益を経て、最後、税務調整という形で所得額が求められているというところです。

こういった概念の違いがあります。

A4横のパワポの資料に戻っていただきまして、3ページ目です。

3ページ目の3ポツですけれども、税務データにつきまして、居住地など、所在地以外での申告が可能であるということで、通常の統計調査におきましては、事業所の所在地において、調査票を提出して集計されるといったところですが、税務データにつきましては、その限りではないということで、これらを地域別、業種別の審査基準に用いる際には、齟齬が生じる可能性があるといったところを整理しております。

これらが平成23年度に施行状況報告を報告させていただいた際のまとめです。

4ページ目です。

今回の実際のデータを使って検証せよということで、その検証による主な追加整理点を記載しております。

まず1点目「所得金額」についてですけれども、複数年にわたる税務調整の概念が含まれているということで、通常、経済統計といいますか、統計全般ですけれども、単年分の集計、もしくは数カ月といった基本的には1年という概念で集計が行われるところですが、税務の所得金額につきましては、後ほど出てまいりますけれども、例えば欠損金の繰越控除ですとか、そういった複数年にわたる所得金額への概念調整、税務調整といったところが発生しております。

これらを、もし経済統計の審査基準として活用するという事になった場合には、複数年にわたる税務調整ですとか、単年度の税務調整もそうですが、それらの概念調整といっ

たところを行わなければなりません。それらは、税務の申告者によって税務調整の状況というのは異なりますので、なかなかそれを推計するというのは困難であります。

2点目、税務データとセンサスデータ、経済センサスー活動調査のデータにおける業種の整合性が確保できないということです。

税務署の税務データにつきましては、基本的に申告者における申告ベースの主業といったものがまずは業種として、情報として入ってまいります。

一方で、経済統計に関しましては、例えば、出荷額の多寡でありますとか、そういったところにおいて、産業格づけといった形で厳密に定義がされるということ。これらを産業別に審査基準として用いる際には、若干そごが生じる可能性があるということです。

3点目、地域的なお話ということで、先ほど申し上げた点にも通ずるところではあります。税務署の管轄地域と統計の行政的な地域区分というのは、必ずしも整合的ではないということです。

例えば、後ほど出てまいりますけれども、税務署というのは、特定の市町村といったところと、またそれに一部、何々市を含むといった形で税務署の管轄区分が設定されているところもありまして、市町村別のデータで経済統計との比較をする際には、その比較できるところが限定的になってしまうということです。

4点目、地域別・業種別集計値。今回、税務データを使わせていただいておりますのは、オーダーメイド集計値ということで、地域別、業種別の集計値ですが、こちらについては、今回使わせていただいた時点で、秘匿が発生しております。秘匿というのは、要するに対象数が少なく、数値を隠さなければいけない状況が発生しているということです。

今回、5つの市町村を抽出して、データの提供をいただいております。これらは工業統計表の市町村編の中で、基本的に事業所数の多い地域から選んでいます。必ずしも完全な上位ではありませんけれども、少なくとも上位10位に入るようなところから5市町村抽出してデータの提供をお願いしたというところです。

頂いた税務データを見ますと、秘匿が発生していることから、これらより規模の小さい大多数の市区町村におきましては、恐らく秘匿が結構な割合で出てくるだろうということが想定できるところです。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

一旦ここで、使いましたデータの説明をしたいと思います。

まず、今回検証に用いたデータですが、1つ目は税務データのオーダーメイド集計値ということで、項目といたしましては「法人数」「所得金額」「欠損金額」の3つを御提供いただいております。

一般的には、所得金額と欠損金額を合わせて所得金額といった概念になるとお考えください。

一方、経済センサスー活動調査のデータも使っております、これは経営区分が「法人」における「企業数」「売上高」「費用総額」「企業付加価値額」といったところを検証に

使ったということです。

データ期間につきましては、ともに平成23年でございますが、税務データに関しては年度、センサスデータにつきましては暦年といった状況です。

集計地域につきましては、先ほど申し上げたように5市町村という形で右の表のようにデータを選びました。この中で、1つ愛知県の豊田市が上から2行目にありますが、こちらはあえて税務署の管轄地域がまたがっている区域を選びました。試しにこういったまたがっているところについても活用できるかどうかといった観点で選んだということです。

その他については、税務署の管轄区域が基本的に市区町村、行政の市区町村と一致しているところで検証を行いました。

続きまして、6ページ目です。

「検証に用いたデータの概要②」ということで、こちらは何をしたかということですが、税務データの業種分類と、統計における業種分類が若干概念を調整する必要があったので、業種の組みかえを行いました。産業大分類ベースの表がありますが、製造業及び卸、小売につきましては、産業中分類ベースでもデータをいただいておりますので、そちらについては、また別途中分類ベースで組みかえを行ったということです。

中分類ベースの組みかえにつきましては、先ほどの資料3-1の参考についておりますので、後ほど御興味があれば、御覧いただければと思います。

それでは、7ページ目です。

検証につきまして、所得額の検証結果をまとめたものです。

まず、先ほど追加的な整理点のところでも申し上げましたように、税務調整、複数年にわたる調整、単年の調整もございますけれども、それらによって所得金額の単年分の把握は、複数年の調整により困難という見出しになっております。

1ポツ目ですが、税務データの「所得額」については、先ほど御覧いただいたように、企業会計上の「当期純利益」のところに、税務調整を行ったものであるということです。

この当期純利益といった項目で比較するのが、本来理想ではありますが、それはセンサスデータには存在しないということでもして、まず、公的統計の中で当期純利益をとっているような統計調査で比較をしてみようということを考えました。

そこで、利用した調査が法人企業統計でして、年報のデータの当期純利益と比較を行いました。

ここで、一旦1枚おめくり願います。

そうしますと、検証の概要の数表があります。上の表が税務データの所得額と法人企業統計の当期純利益の比較ということです。

ごらんいただきますと、税務データの所得額に対して、法人企業統計の当期純利益ですが、例えば、農林水産業では、符号が反転しているといった状況、あとは差異が少ないところで申し上げますと、例えば建設業あたりでは、10%弱の差異というところになっております。

最小は10%、大きいものは符号が反転しているといった状況で、税務の調整といった額が影響を与えているのではないかと察するところです。

所得額には、先ほど申し上げた欠損金のようなマイナス要因ですとか、あとは損金の不算入といったプラス要因、いろいろありますので、そういったところがこれらの乖離を発生させているということが想定できます。

手戻りして恐縮ですが、1枚お戻りいただいて7ページ目です。

2ポツ目ということで、先ほどの表のお話ですが、業種別比較の結果、両者で最も差異の小さい業種で10%程度、他の業種については、符号の逆転等、発生しておりまして、税務調整がかなりの影響を与えているということがわかった次第です。

税務調整の中には、今、申し上げたような「欠損金の繰越控除制度」といった調整概念が含まれておりまして、なかなか単年分の実績値であります統計調査として、審査基準として利用するためには、いろいろな推計が必要であって、例えば前回値による審査チェックといったものと比べて、はるかに手間が掛かるということを鑑みますと、現実的には利用が困難であるし、推計も困難であるといったことであります。

これらの税務調整ですとか、概念の相違といったところを踏まえて、試しに税務データのオーダーメイド集計値と経済センサスのデータを比較してみたものの、やはり比較結果というのは、何か得られるかということについては、なかなか難しいということでした。

これについては、次のページの数表の下の表を御覧下さい。

東京都葛飾区のデータを産業大分類別に比較をしていますが、これを見ても、何にどう活用するかというのは判断がつかかねるところでした。

次に9ページ目です。

今回は所得額の検証がメインですけれども、法人数もいただいておりますので、法人数について何らかの形で活用できないかということも検証いたしました。

法人数につきましては、税務データのほうが大きいということを考慮しますと、経済センサスー活動調査の調査実施時において、もしそのデータが得られれば、例えば全体の対象数の把握といった観点で、何らかの目安として活用することは可能かもしれません。

しかしながら、オーダーメイド集計値での活用という観点からしますと、実際のはどこの対象が未提出なのかといったそういう督促と呼ばれる作業について、活用するといったことは、個票情報ではありませんので、実際、督促への活用には使えないといったところがあります。

最後に、10ページ目です。

「今回の検証を受けた結論」ということでして、地域業種別のオーダーメイド集計値による税務データにつきましては、所得金額ですけれども、センサスデータの売上高ですとか、出荷額といったところの審査基準に活用することは以下の理由から困難であると判断した次第です。

まず、地域や業種の定義に関して整合がとれないということです。これについては先ほ

ど申し上げたように、税務署の管轄と地域区分が合わないといったところですか、そういったことがあるということです。

あとは2ポツ目の所得金額から税務調整額について、控除するということが難しいといった点があります。

3点目として、秘匿箇所が頻発し、実用性に乏しいというところですか。

こちらについては、御覧いただければと思うのですが、資料3-1の参考の巻末の、例えば11ページ以降に細かい製造業と卸売業、小売業の細かい比較表を掲載しております。東京都葛飾区は、非常に事業所数が多い地域ですけれども、この中でも、産業中分類別で見ますと、Xが発生している。Xというのは秘匿箇所ですけれども、こういった状況が発生しております。

また、それ以降の地域におきましても、大体Xが発生しているといった状況です。

以上のことから、今回の経済統計への税務データのオーダーメイド集計値の活用といった観点に関しては、活用することは困難であると判断した次第です。

説明は以上です。

○西村部会長 有難うございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見等がありましたら。

中村委員、お願いします。

○中村委員 ただいまの御説明にありましたとおり、所得額と売上あるいは出荷との間には非常に大きな距離があって、したがってこれを欠測値の補完であるとか、審査基準に使うのは無理だということは非常によく分かった訳ですけれども、感想になりますけれども、所得額しか電子化しないというのはなぜかという疑問がわきます。

申告が正しいということを確認するためには、前段階の情報、売上から始まって、前段階の情報を電子的にチェックするということが必要なのではないかと思います、そういうことをやる計画はないのでしょうか。

逆に言いますと、所得額だけを電子化することの意味というのは、一体どういうことなのか、少し分かりかねるといったことがあります。

仮に、売り上げなどの情報があれば、市町村別かつ業種別のようなマイクロデータは無理かと思えますけれども、もうちょっと集計度が上の統計には使うことができるのではないかと思います。

これはよく知られているように、アメリカでは雇用者5人未満の単一事業所については、経済センサスの調査票は配らないで、行政記録の情報だけで推計するというようなことがあるわけですね。

したがって、日本でもすぐには無理だと思いますけれども、センサスを代替するようなものとして税務データを整備できれば、政府の予算全体としての効率も上がりますし、報告者負担も大きく軽減するということができると思いますので、是非中長期的には、そういう方向で御検討いただけないかと思います。

○西村部会長 お答えをお願いします。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 国税庁です。税の賦課徴収に直接必要とされる申告書上の基本情報であれば、全て電子化しております。

例えば、法人税申告書について申し上げますと、課税の対象となる所得金額、税額等が記載されております法人税申告書別表第一にあるような情報です。

○西村部会長 わかりました。そこに書いてあるものは、基本的には全部電子化されているということですね。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 よろしいですか。

○西村部会長 どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 日本銀行です。

部会長の許可をいただきまして、質問させていただければと思うのですが、国税庁は税務データを一部電子化されて、会社標本調査という統計調査を出されていると思います。その世界では、売上高に相当する営業収入であるとか、あるいは減価償却費であるとか、あるいは企業会計上の税引前の当期利益からいわゆる税務調整をした申告所得を計算するために必要なもの。例えば、益金不算入になっている配当であるとか、あるいは損金に算入されない寄附金であるとか、あるいは交際費ですね。そういったものあるいは繰越欠損金。繰越欠損を当期純利益から控除するから申告書と大きく乖離するわけですから、それについて、データを入力されておられて、それらを業種別等に集計されて、毎年統計として公表されていると思います。

会社標本調査のデータの説明を見ますと、全国に260万社ある中で、およそ50%のデータについて、130万社ですね。電子データを持っていて、それを集計して会社標本調査を公表されているとありますので、全部ではないのかもしれませんが、少なくとも、260万のうち、130万のデータについては、今、言った売上高に相当する金額で、その他のいろいろな金額についての電子ベースのデータをお持ちではないかと思うのですが、それを今回の比較の対象のベースにお使いになるということではできないのでしょうか。

○西村部会長 お答え願います。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 おっしゃいましたように、売上を含めまして、企業の決算状況についても、一部の項目については電子化しておりますものの、あくまで参考情報として電子化しているものでありまして、全ての法人の情報について、網羅的に電子化しているわけではありません。

○西村部会長 いずれにしろ、どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 分かるのですけれども、抽出率50%ですから、130万社のデータベースがあるので、確かに葛飾区というレベルで完全にカバーしているのかと言われるとなかなか難しいのかもしれませんが、それでも、半分は入っているので、活用の余地は十分あるのではないかと私はと思いますが、いかがでしょう。

○西村部会長 お答え願います。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 ここにつきましては、統計作成府省からの要請に応じまして、個別に情報提供をすることにしていきたいと思います。

○西村部会長 統計作成府省というのは我々ですよ。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 統計作成を行っている府省庁です。

○西村部会長 いずれにせよ、これは非常に重要な点で、何がどこまで全部もしくは部分であっても、どこまで電子化されているかについての情報を出していただきたいと思いません。まずそれが全ての前提になります。

○藤原財務省大臣官房総合政策課調査統計官 先ほど申し上げたことを少し補足しますと、今回与えられた課題への対応としましては、皆さんおっしゃられているいわゆる税務情報については、先ほど申したように、別表第一というのがありまして、それは所得金額から申告情報が始まっています。

○西村部会長 私が聞いているのはそういうことではありません。

私が聞いているのは、そのものについて情報を出していただきたいということです。

その情報は秘匿情報ではありませんね。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 国税庁がどのような情報を保有し、どのように管理しているかといった点につきましては、納税者のコンプライアンスに影響を及ぼす機敏な情報でありますので、やはり先ほど申し上げましたように、統計作成府省からの要請に応じまして、個別に情報提供することとしたいと思いません。

○西村部会長 個別の作成府省からの要請があれば構わないということですね。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 個別の要請に応じまして、先ほどお示ししました4条件を満たしました場合には、検討させていただきたいと思いません。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 私が言いたかったのは、260万全部のデータを電子化、実は委員長の御質問にお答えいただくことも大事なので、260万全部のデータについてどこまで電子化されているのかということをお教えくださいというのは、多分、委員長の御要望で、私が申し上げたのは、会社標本調査というのは、そこから50%のサンプルをとって集計している統計なので、そのとき電子化しないと集計できなかったはずなので、それも別途お使いになられる余地があるのではないですかというちょっと違った視点からお話し申し上げたということです。

全くないといったというようなお話だったのでは、そうではないのではないかと私、横からちょっとオブザーバーの身でありながら、大変申しわけないのですが、申し上げさせていただきました。

○西村部会長 では、もう一度やりますが、統計委員会は統計部署と密接な関係を持って、日本の統計をよくするというミッションを持っているわけですね。

したがって、統計委員会としては、どういうデータが電子化されているかということは、もし必要であれば、統計委員会の質疑そのものを秘密会にすることは可能なのだらうと思いませんけれども、そういう形にしているわけです。明快な形でそれを議論する必要があります。

ます。

したがって、どういうデータが電子化されていて、そしてどういう範囲で電子化されているかということについて、少なくとも次回にここに提出していただきたい。もし必要であるならば、ここは秘密会にするということも考えます。

中島部会長代理、どうぞ。

○中島部会長代理 この資料は非常にディスアポインティングな内容ですね。1回目の基本計画で財務データの活用ということを書き込んだ。これをほとんど意味がない基本計画の項目だと言っているのにほぼ等しい報告で、こういう報告をつくっていただくなら、どうすればできるかということを書いてほしい。

ですので、今、部会長や日銀の方がおっしゃったこともそうなのですけれども、報告者負担の問題というのは、これは国税庁には国税庁の考え方もあるかもしれませんが、国税庁も国民のためでしょうが、統計も国民のためであると。その中で、報告者負担が非常に重くなっているということは、これはもう事実なのです。そういう点を踏まえた上でこのデータを使っていくということを考えている訳ですから、だからそれに対して実施困難とか、そういう前のこの説明書にありますけれども、との報告があったというのは全く理解できない。「困難」で終わらせるのではなくて、どうすれば可能になるかということを書いて報告していただきたい。統計委員会、委員長が多分御判断されると思いますけれども、統計委員会として、こんな報告は全く受け入れられないと私は思います。

○廣松委員 よろしいですか。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 今、中島部会長代理のお言葉について、第Ⅰ期基本計画の作成当時、ワーキンググループの座長も務め、それから24年度までの法施行状況報告をまとめた立場からの発言です。今、平成25年度のデータを用いた検証とその結果を報告していただいた訳ですが、平成24年度の法施行状況報告において概念的に、定義が違うとか、徴税と統計作成とでは目的が異なるとか、いろいろな理由から実施困難という報告は既にありました。それを踏まえて、実際に限定された地域ではありますが、実施してみても、どこに問題があるのかということ具体的に明確にするというのが、この平成25年度の検証の目的であったと思います。

先ほどの報告にありましたとおり、地域は限定されていますが、オーダーメイドという形で税務情報を保有している国税庁から経済産業省に税務データを提供していただき、検証をお願いして実施していただいた結果が、こういう極めて厳しい現状であると私は理解をしました。

したがって、これは先ほどの部会長の御発言とも関連をしますが、報告として出てきた平成25年度の検証結果に関しては、私は大変貴重な結果であると評価をする一方、この報告を踏まえて統計委員会として今後どうするのかということ議論すべきであると思います。

以上です。

○西村部会長 どうぞ。

○中島部会長代理 私からも追加のお願いをさせていただけたらと思うのですが、先ほど日銀の方から会社標本調査のお話がありましたけれども、会社標本調査のデータはおそらく電子化されていると思うので、それを例えば追加集計していくということにはできないのか。そしてそこにはどれだけの項目が電子化されているのかというのは、それは一度、その中身を見せてくださいという、個別の情報には、今、関心ありませんので、公開できる情報だろうと思いますので、その部分だけでもせめて次回にはきちんと報告をお願いできたらと私は思います。

○西村部会長 ほかに。

どうぞ。

○西郷委員 済みません。今回、資料3-1のようなデータを見たというのは初めてのことで、こういう集計をしていただいたということに関しては、その努力に感謝をしたいと思います。

ただ、伺っていて、今回はオーダーメイド集計という枠組みで考えているということと、それから補完と言ったときに、直接活用できる有用な情報があるかどうかという観点で、ものを考えているということで、かなり制約的な検証になってしまっているという気がします。

例えば、欠測値の補完といった場合に、もしマイクロデータとしてこれを使えるということであれば、もっといろいろなやり方がありますし、直接活用できる有用な情報が無かったとしても、それを補助情報として何かそれらしい値を推測するとか、いろいろな可能性というのはあり得ると思うのですね。

今回、本当に国税庁のデータが使えるという、こういう条件だったらこういう集計をしてもいいですよという、非常に制約的な中でやっていただいたので、中島部会長代理の方からディスアポインティングだというコメントもありましたけれども、もっといろいろな検証の仕方というのがあり得て、本当にいいデータだと私は思っているのでも、何かこれで使えないという結論にはしないでいただきたいというのが感想です。

済みません。もう一つ。先ほど4つぐらい使えるという条件が出ていて、最初の2つが済みません。自分の書いたメモじゃないとよくわからなくて。必要なデータがあるということと、それから定義上の相違を踏まえた上でも、うまく使用できるというようなことが確かおっしゃっておられたと思うのですけれども、この必要であるということや、うまく使えるということ判断する主体はどこになるのでしょうか。使う側がそういう判断ができればそれを使っていいということなのでしょう。こういう条件が満たされているかどうかということを決める主体というのはどこになるのでしょうかというのが最後に聞いてみたいことだったので。

○西村部会長 この点、最後の点について、お答えをお願いします。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 まず、使えるかどうかというのは、使用する側が判断することかと思います。

○西村部会長 使用する側というのは統計部局ですね。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 そうですね。

○西村部会長 はい。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 ですので、国税庁としては、活用される統計作成府省側と協議をしまして、4条件を満たしているかというのを協議していきたいと思えます。

○西村部会長 少し待ってください。

この4条件、もう一度述べますと、

- 1、必要とされるデータを国税庁が保有していること。
- 2、当該データの定義概念の相違を踏まえても、活用可能なこと。
- 3、当該データが電子化されていること。
- 4、所要のコストを活用側が負担できること。

の4つの条件を満たせば活用が可能と考えておりとなっておりますが、このうちの必要とされるデータに関しての「必要」というのは、これは活用側が必要とするということですね。

それから、当該データの定義概念の相違を踏まえても、活用可能なこと、これも活用側が活用可能と考えるということですね。

3番目、これは客観的にであります電子化されていること。

4番目、所要のコストを活用側が負担できること。これも活用側が決めるということですね。

そういう理解でよろしいのですね。

○片岡国税庁長官官房企画課課長補佐 おっしゃるとおりだと思いますが、個別のケースについては、一度、ちょっと具体的なお話を踏まえて、また検討することになるかと思えます。

○西村部会長 わかりました、

どうぞ。

○廣松委員 西郷委員の最初のコメントに関してですが、まさに今回の、平成25年度の検証作業というのは、極めて限定された、制約条件のもとで行われたものです。

この結果を踏まえて、先ほど申しましたとおり、統計委員会として今後どうするかということですが、それに関しては、第Ⅱ期基本計画の中で検証結果を府省間で情報共有を図る、さらに関係府省はこの検証結果を踏まえて活用の可能性を検討するという形で記述しています。

そのとき、今回のようなオーダーメイド方式ではなくて、個別の税務データにまでアクセスするという活用方法を考えるのであれば、それはこの統計委員会の総意としてそうするということになるのだらうと思えますが、ただし、これは機会があるたびに申し上げて

おりますとおり、個別法には個別法の守秘義務があり、それを統計作成目的とどういう形で調整をしていくのかというのは、税務データだけではなくて、全ての行政記録情報の統計作成への活用に伴う、大きな問題だと思います。

その点は、まさに26年度以降、第Ⅱ期基本計画の期間における統計委員会の1つの大変重要な検討事項になるのではないかと私は考えます。

○西村部会長 ほかに御意見はありませんか。

私自身の要約という形にしますと、これは統計委員会のそもそものミッションから考えた場合に、この形で出されてきたものに関しては、中島部会長代理のおっしゃるように、残念ながら満足できるものではないと思いました。

しかし、そもそものミッションがこのオーダーメイド集計に関しての経済統計の活用の可能性ということですから、そういうミッションのことから考えれば、廣松委員がおっしゃったような判断に落ち着くのだと思います。

ということから考えれば、将来のことも考えて、かつ今後の統計委員会の立場ということも考えるときに、やはり必要な情報をできるだけこの時点で得る必要が多分あるだろうと考えますので、先ほどお願いした次回までにどのような情報が電子化されているかということについては、やはりこの段階で教えていただくということが私は必要だと考えます。

という形で、次回、今のことについての御回答をお願いしたいと考えまして、今回のヒアリングはここまでという形でおさめたいと思います。

それでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○西村部会長 それでは、次にまいりたいと思います。

その他の行政記録情報等の活用について、総務省、農林水産省、国土交通省からの説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画官 それでは、3省を代表いたしまして、お手元にお配りしております資料3-2という裏表のペーパーで、その他の行政記録情報等の活用について、説明いたします。

既に御承知かと思いますが、第Ⅰ期基本計画におきましては、各省における行政記録情報等の活用に関する環境整備、つまり、これは活用を促進するという取り組みの一環といたしまして、平成22年度から私ども総務省政策統括官室におきまして、行政記録情報等を用いて作成・公表されるいわゆる業務統計、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を整理いたしまして、各省に当該情報をフィードバックすることにより、行政記録情報等の更なる活用の推進に向け、府省一体となった取り組みをしているところです。

ちなみに、昨年度の施行状況報告審議におきましては、この実態調査の結果のオープン化を図るなど、その継続または充実を図るよう御指摘をいただくとともに、行政記録情報等の活用の推進にかかわる課題を整理し、その課題解決に取り組むべきとの指摘も受けて

おります。その趣旨は第Ⅱ期基本計画にも反映されているところです。

では、25年度における調査の結果の概要ですが、この下の方の枠にありますように、25年度に行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計、つまり業務統計につきましては、319件となっております。

また、行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例は、合わせて44件となっております。一部重複がありますので、内訳は44件を超えますが、例えば、母集団情報の整備として、経済センサスー活動調査等における商業法人登記データの活用など、統計調査を実施する際の母集団情報に当該行政記録情報を活用しているケースが26件あります。また、2つ目としまして、例えば、医療関係の統計調査におきまして、医療法関係の届出情報等の行政記録情報を元に調査票を作成し、報告者の負担軽減を図るなどの取組が行われております。

そういった統計作成への活用が25件あります。

また、3つ目としまして、企業関係の統計調査におきまして、有価証券報告書データを活用いたしまして、提出データの確認等の審査を行っているなどの例が3件あります。

また、今回の御要望のあった点であります。行政記録情報等の活用について、検討がなされているものが3件あります。これについては、詳細は裏面に記載がありますので、詳しく説明いたします。

まず、一番上の法人・土地建物基本調査です。

この調査は、法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人における土地の購入・売却についての基礎的事項を全国的、地域的に明らかにすることを目的に、国土交通省が5年に一度実施している基幹統計調査です。

本調査では、法人が所有する土地及び建物に関する事項を調査しているわけですが、地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産税課税台帳の閲覧制度を活用いたしまして、調査事項の一部を代替することにより、報告者の記入負担の軽減を図ることが考えられないかという検討が行われたものです。

しかしながら、この固定資産課税台帳の閲覧制度の活用に当たりましては、当該土地・建物を所有する法人の委任状が必要となるという状況があります。

法人が所有している土地の市町村ごとにその委任状を作成してもらい、市町村ごとに当該手続を行うことが必要になるなど、非常に煩雑を有するものとなります。また、報告者が台帳の閲覧を許諾しない場合、所有する土地及び建物が共有の場合などにつきましては、活用が困難な状況となっております。

以上のような状況を踏まえまして、平成25年調査の調査計画の変更が、当時の統計委員会で審議の対象となっております。その審議の結果におきましては、固定資産課税台帳などの行政記録情報等を活用することは、時間と経費を要するなど、非効率であるとの認識について、十分理解できるということから、活用しないことはやむを得ないという結論が出されているところです。

続きまして、2番目の空き家実態調査です。

この調査は、良質な住宅ストックの形成、円滑な流通を支える住宅市場の環境整備等に有効な重要な役割を持つ空き家の実態を把握することを目的といたしまして、国土交通省が昭和55年からおおむね5年おきに実施している一般統計調査です。

近年、戸建て住宅を中心に空き家の管理不全による地域の防災・防犯等の問題、居住環境の悪化など、いわゆる空き家問題が全国的に社会問題化しておりまして、調査の円滑・効率的な実施を図る観点から、空き家かどうか、また、その所有者の特定などの母集団情報の的確な把握に何とか行政記録情報等が活用できないか検討が行われたところでした。

国土交通省におきましては、平成25年度に行いました試験調査におきまして、住民基本台帳、固定資産税課税台帳などを活用して、空き家かどうか、また、その所有者を効率的に特定することができないかを実証的に検証してきたところですが、この固定資産課税台帳につきましては、先ほど御説明申しましたとおり、報告者の委任状が必要であるなど、情報提供に関する協力が得られないと言っていたところから活用が困難な状況になっております。

なお、この空き家問題に関する参考情報ですが、今、与党におきまして、空き家対策の推進に関する特別措置法案の取りまとめが進められておりまして、この中で空き家の所有者等を把握するために、固定資産税の情報等を内部で利用できる規定を盛り込む動きも見られるところでした。

今後、その動向を注視して、活用の方策の余地が拡大しないか見守っていくことも必要かと考えております。

最後に、3つ目の森林組合一斉調査における決算関係書類の活用です。

この決算関係書類は、行政機関等への提出が義務付けられているものではありませんので、厳密な観点から言えば、行政記録情報等に該当するものではありませんが、報告者の負担軽減の観点から、既存の民間情報の活用が検討されているものですので、参考として記載しているものです。

これが3件目になります。

この調査は、森林組合及び生産森林組合の組織執行体制、財務状況等の実態を把握することを目的としまして、農林水産省が昭和27年から毎年実施しております一般統計調査です。

この調査では、資産等の財務状況を調査しておりますが、その一方で、それらの調査対象となる森林組合等におきましては、森林組合法等の規定によりまして、貸借対照表、損益計算書等の決算関係書類を作成しております。これらの関係書類に記載された事項を調査事項の代替として活用できないか検討されているところでした。

しかしながら、この決算関係資料については、必ずしも電子化されていないという状況です。

仮に、報告者から当該書類を提出してもらいまして、実査を担う地方公共団体等にお

きまして、該当数値の抽出、集計等の一連の転記作業が発生するという煩雑さも想定されます。

このため、報告者数が一定数以下の都道府県においては、報告者が調査票への記入に代えて決算関係書類の提出を希望する場合には、当該都道府県で記入を代替する方向で対応が検討されているところです。

私の説明は以上ですが、今後とも、こういった情報が、今、統計に使われているのか、またこういった課題があるのかというようなところを関係府省で共有するとともに、例えば統計委員会の審議結果等も踏まえまして、関係府省一体となって検討を進めていきたいと考えているところです。

説明は以上です。

○西村部会長 有難うございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。

どうぞ、前田委員。

○前田委員 御説明いただきまして、有難うございました。

私も知らなかったことが幾つか分かりましたけれども、こういうものは実際に検討されているという、あるいは使われている、検討されているという事例が、今、御説明ありましたけれども、恐らく各府省は潜在的にいろいろなニーズをお持ちなのだろうと思いますので、多分、今後とも、今は検討されていなくても、やはり検討されるということはあるかと思しますので、やはり継続的にまた来年度ということになると思いますけれども、また御調査いただいて、御報告いただくことが必要だと思えます。

○西村部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 その点は第Ⅱ期基本計画にも入っておりますので、今後、この調査の充実等も図りながらその状況について報告したいと思えます。

○西村部会長 どうぞ。

○白波瀬委員 専門ではないので、若干ずれているかもしれないのですが、先ほどの件とも係るのですが、どうしてできなかったのかということに対しては及第点の宿題が出てきた訳ですが、重要なのは、どう変えていくかということで、いかに早く変えることができるかという、2つの点に集約できるのではないかと思います。

ですから、いかにできなかったかということは、非常に何度も説明していただいて、それは理解できるのですけれども、できなかったことをいかにどの速度で変えることができるのかというところまで、やはり統計委員会としても進めることができると、とてもいいのではないかと考えますので、もちろん行政記録ということについては難しい個人情報等の問題もあるかもしれないのですが、データそのものが個人に帰属するということもあります。統計委員会としては、やはりより日本社会全体をより良くするためのエビデンス、極めて質の高いエビデンスをつくるために、必要なものであるという大使命を持

っている訳ですので、そういうところから統計に活用するという論理の設定ができないのかなと考えましたので、検討していただくことはそうなのですが、少しスピード感というか、もし変えるのであれば、いつまでの検討で、何を変えていくのかというところまで絞り込んだことが少しでもできると、大変よろしいのではないかと思います。

以上です。

○西村部会長 有難うございます。

どうぞ。

○中島部会長代理 やはり、根本的な納税義務者の委任状の問題ですね。

こここのところでどうしても引っかかってくると思います。

だから、そのあたりの法的なハードルをどうクリアしていくかということのを少なくとも統計委員会でもどこまで議論できるか分かりませんが、それだけの説得力を持つ材料を用意して、メッセージとして出していかないと、ここが出てきた時点でもうそれ以上議論が先に進まないというのは、この行政記録の問題かなと思うのです。だから、そこはこの委員会でどう扱うかということは、何かの形で決めておかないと、次の基本計画に書いてまたこれが出てきて解決できないということの繰り返しではないかと感じます。

○西村部会長 どうぞ。北村委員。

○北村委員 これは行政記録情報の利用の実態ということなので、いろいろな件数が319件とか44件とか書いてあるのですけれども、どれぐらい、どう利用されているかということの内容と、それからもし幾つかの件数が行政記録情報が有効的に使われているのであれば、それが使われている条件とか経緯とか、そういうものがあるので、それは何らかの意味でのいろいろな制約を突破している可能性があるもので、そういうケースを具体的に示していただければ、他の行政記録の活用への道も開けるのではないかという気がします。

○西村部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 まさしくそのあたりが昨年言われたところで、関係府省間で情報は共有しておりましたが、公表しているものは概要数値のみと、そこは不十分ではないかという御指摘を受けまして、そこは真摯に対応して、今年度以降は、今、北村委員から御指摘があったようなことも含めまして、活用情報等も、それからいわゆる業務統計についても、必ずしも全て、今、私どもが把握している中の統計も全てがホームページに載っているとかいうものとも限らない部分があるかと思えます。何年間に1回やっているような調査であれば、特にそうなのですが、そういった情報も、業務統計であれば、そのまま活用できるわけですから、それは所在情報をなるべく明らかにしていこうと。それから、今、北村先生のおっしゃったような活用をされているのは、こういう例で活用されているということにそれをオープンにしていこうというような形で情報のオープン化を進めていきたいと考えているところです。

また、白波瀬委員等から御指摘のありました制約という部分がそれぞれの法令における

制約もありますが、その一方で、国税庁の件と同じように、電子化の状況は、日々進歩している部分が多分あるかと思えます。

10年前は紙で行っていたけれども、それが今は電子化されているというような行政も増えてきたのではないかと思います。

そういう意味では、電子化の状況、例えば税務情報につきましては、いわゆる法人番号と言われる取組が進められております。

そういった法人番号を統計に活用する余地がないのかということも含めて今後、状況の把握や、状況の変化に対応した検討も必要なのではないかと考える次第です。

○西村部会長 北村委員の中には、もう少し具体的な例を教えてほしいというのはあったと思うのですが、それはできますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 では、次回ということによろしいでしょうか。

○西村部会長 あと特に我々として知りたいのは、中島部会長代理が提起されたように、例の委任状とか、そういう問題ですね。そういう問題がどういうときに問題になってくるのかというようなところの情報がもしあると、非常に役に立ちますので、それはお願いいたします。

それから、委任状の問題というのは結構大きな問題で、前回の港湾調査のときもこの問題が出て、数があれだけ少なくてもこの問題が出てきますから、これに関しては、やはり統計委員会として何か考えるというよりは、多分、政府として考えるという話になっていくのだろうと思えますけれども、統計委員会としても何らかのインプットをしていかなければいけないのではないかと考えています。

具体的には、例えばオプトアウトにするとか、そういうような仕組みを変えない限り、この問題というのはどうしても出てきますし、これがあるために逆に言えば、使えないことのある種の正当化にもなりますので、この点については、今後、考えていかなければいけないと思えますし、これはこういう統計委員会としては公的に考えることもさることながら、やはり、一般的な社会の問題意識の喚起というような形といった点も多いと思えますので、その点については考えていきたいと考えています。

それでは、その他行政情報記録の活用については、先ほど北村委員の御質問がありましたので、それは政策統括官のほうで引き取っていただいて、次回、御説明いただくという形にしていきたいと思えます。

それでは、次の議題に入りたいと思えます。

統計リソースの確保・有効活用についてです。

総務省から説明をお願いします。

○澤村企画官 それでは、続きまして資料4に基づきまして、国の統計予算等について、その推移を説明いたします。

まず、説明いたします前に、御留意いただきたい点を申し上げますと、我が国の場合、

各府省の統計関係の職員や予算につきましては、統計として独立したものではありません。あくまで各府省の定員、予算の枠内でそれぞれの府省の判断に基づき、確保されているという現状に御留意いただければと思います。

それでは、まず予算ですが、人事院を含めます各府省等において実施している統計事業、これは統計調査と母集団整備のような統計に関連する事業を含めますが、その予算額の推移を示したものがこの上にあります折れ線グラフです。

御承知のとおり、統計調査に関しましては、月次、年次で実施しているものもありますし、2年以上の周期で実施している調査もありまして、年間200調査以上が実施されているところですが、これは年度によって調査数や調査内容が変化します。

このため、単純な比較は困難ですが、特に平成22年及び17年といった国勢調査の実施年は国勢調査にかかわる経費が多くを占めますので、大きく増加するということがあります。

ちなみに、当該資料では分かりにくいのですが、直近の平成22年度から26年度までの5年間の予算額は、平成17年度から21年度の5年間にして93.8%となっておりますので、昨今の厳しい国の財政事情を反映して、全体的には減少傾向にあるものと考えているところです。

次に、国の統計職員数、下の棒線グラフの白抜き部分です。

ここで、国の統計職員数と申しますのは、各府省において統計事務、単に調査統計だけではなくて、業務統計や加工統計の作成・提供に係る人たちも加えまして、統計事務を所管する局、部、課、係等に所属する職員のうち、統計事務を本務とする職員数を集計したものです。

なお、この職員数は必ずしも定員と一致するものではありません。

この職員数の推移を単純に見ますと、平成16年度から26年度の間には3割強まで減少しております。特に、平成24年4月に大きく減少しておりますが、この理由は一番下の注書きにもありますように、農林水産省の地方組織におきまして、スタッフ制が採用され、統計に専ら従事しない職員を集計対象外としたことによるものです。

この農林水産省の制度変更という特殊要素を排除いたしますと、16年度以降、約18%の減少となっております。

また、府省別の推移につきましては、裏面に府省ごとに整理しております。

内閣府のように一部増加している府省もありますが、他の府省では減少傾向にあります。

ただし、その減少率は、府省によって異なっておりまして、特に一律に統計職員が各府省で減らされているというものではありません。

なお、国家公務員につきましては、定員合理化計画に基づきまして、行政のスリム化等が進められておりまして、去る7月25日に27年度以降の5年間に10%以上の合理化を図るという閣議決定が行われているところです。

最後に、都道府県の統計専任職員数、グラフ下部の青色の棒グラフです。

この都道府県の統計専任職員というのは、重要な国の統計調査を的確に実施するため、

都道府県の統計主管課に配置されている職員であり、基幹統計調査の実施、地域統計の整備等に重要な役割を担っていただいているところです。

私ども総務省政策統括官室では、配置に係る予算を確保、配分しており、ここでは、その予算定数の推移を示しているものです。

この統計専任職員費につきましても、国家公務員の定員合理化計画に準じた削減が進められており、平成16年度から26年度の間約2割の減少となっております。

私からの説明は以上です。

○西村部会長 有難うございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見等があればお願いいたします。

どうぞ。

○川崎委員 済みません。感想と質問ですが、やはりかなり定員事情が厳しいなというのをこの計画で引き続けているので、非常に大変だなという気がするのですが、この中で都道府県の統計職員のことでお尋ねするのですが、ずっと、私、これはかなりの減少傾向にあったので気にしていたのですが、ここ25年、26年というのは、たまたま横ばいなのかどうかかわからないのですけれども、そろそろこれは下げ止まりの傾向にでもなったという感じでもあるのでしょうか。これ以上減っていくと、かなり厳しいのかなという感じがしているのですが、少し見通しなども教えていただけたらと思うのですが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 ここで御覧いただいたとおり、平成22年から23年にかけて大きく減少しております。1956人から1835人ですので、100人以上の減少になっておりまして、ある意味ここで先に大幅に減少して、その影響もありまして、後年度については緩やかになったという現状です。

国の定員合理化計画に準じておりますので、先に大きく削減すると、後の方は緩やかになるという話になります。先ほど申しましたように、引き続き都道府県の統計専任職員につきましても、国の定員合理化計画に準じた削減が求められておりますので、今後も5年間で10%の削減が求められるところですが、私どもとしましては、統計の質の維持という観点からも、何とかこの職員数の削減を少しでも緩やかにし、逆に必要な増の要因があれば増の要求を行っていく形で努力していきたいと考えている次第です。

○西村部会長 どうぞ。

○中島部会長代理 この手の情報を見せられていつも思うのですけれども、これだけだとよくやっているなという話で終わると。つまりもっとできるのではないかという話になる。雑巾を絞ってまだ水は出るだろうみたいな、そういう数字ですよ。つまり、これだけ減ってきたということを示すのではなくて、その結果、どういう問題が生じているかということを出していただかないと、余りこういう数字は意味を持たないと思います。むしろもっとやれという話になると私は思います。

ですので、先ほど統計の質が云々の話も出ましたけれども、具体的に現場でどのような、実際に統計の質が低下しているという話は非常に問題のある情報でもありますし、そうい

うことをあからさまに言うことはできませんけれども、でも実際にそういう危機にあるという具体的な情報が出てこない、この数字だけでは、ほとんどアピールしないと私は思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 その支障に関しましては、通常の諮問審議の中でも都道府県あるいは市町村の経由で実施する調査につきまして、その実査の負担の軽減を図るためにも、調査項目の簡素化を図ったり、調査系統にオンラインを拡大したり、民間事業者を使ったりという形で、必ずしもまとめた情報ではありませんが、審議の中では、そういった情報も適宜提供させていただきながら御審議いただいているのではないかと考えております。

○中島部会長代理 いや、そういうことではなくて、つまり電子化されて、合理化されるのは、それは望ましいことになる訳です。

むしろ、報告者負担にしても、無駄な調査をしないで、なるべくそういうものを減らしていくということは、それも望ましいことなのですよね。つまり、それが大事な調査がされなくなるとか、大事な項目を落とさざるを得なくなるということをちゃんと示さない限りは、こんな数字を出してもほとんど意味はないと私は思います。

それでは全く報告の意味がないと思います。

○西村部会長 簡単に言えば、どんどん減らしていますと言ったら、もっと減らせという話に実はなる訳ですよね。大学などでまさにそれが起こっているわけです。

だから、やはり減らす中で、やはりいろいろ問題が生じているようなところがあり得るとすれば、どういうところで問題が生じているのか。例えば、反対に都道府県の統計職員ですけれども、そういう人たちにやはりなり手が少なくなっているとか、高齢化が進んでいるとか、そういうようなもので、何らかの形で統計を守っていくためにはどうしたらいいのかということ、そういう目線でいろいろなデータなり何なりを出していく形にしないと、やはり統計委員会が統計を守るというのはなかなか出にくいのではないかとということ、多分、中島部会長代理はおっしゃっているのだろうと思うので、ある意味方向は全く同じなので、出し方の問題ですね。一生懸命減らしましたという、何か言われたことを一生懸命やって減らしましたというよりかは、一生懸命減らしたのだけれども、やはり減らせないと出てきますよと。こういうようなところに関しては、やはり考えなければいけないですよなど、場合によっては増員も考えなければいけないような部分も生じてくるかもしれないというような形を統計委員会として国民目線でやっていく場合においては、そういう意味で統計リソースというのは非常に重要なリソースですから、そういうものを国民に対して説明していくような形でいろいろなものをつくっていただければと思いますので、政策統括官がいろいろなさって、こういう形で数字が出てくるのが私は非常に重要なことだと思いますけれどももう一步進んで、そういう形の国民目線という形で、我々統計がいかに重要か、それがやはりだんだん難しくなっているというものをやはり国民にもわかっていただくような形に持って行ったほうが私はいいのではないかと思います。

ますので、その点について、いろいろお考えいただきたいと思っております。

○白波瀬委員 すごく基礎的な質問なのですが、平成23年から24年度のところの国の統計職員数がかなり減っていて、それは後ろから見ると恐らく農林水産省のところの減り方と連動していると思うのですが、少しその背景に何があるのかというのがお分かりになったら、確認させてください。

その一方で、平成24年度から予算については一応上がっているのですが、その上がる背景について、電子化などの動きも関係はあると思うのですが、何があるのかということ2点について教えてください。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 まず、1点目につきましては、このグラフのすぐ下の※印のところにありますように、農林水産省では、従来、地方の農政局及びその下部機関で府県単位の出先機関を持っており、以前は、4,000人という数の職員が配置されておりました。直近でも、2,000人程度の職員がいらっしやったと思うのですが、そういった職員の方が今までは統計だけに専念しておりました。

例えば、統計委員会で審議の対象になります作物統計、農業経営統計調査といったような調査において、実際、調査票を配布したり、回収したりといったようなことも含めまして、一部集計等いろいろな統計にかかわる事務を専ら行っていた方が必ずしも統計だけを行うのではなくて、業務の繁忙に応じて、調査に携わらないときには、例えば、農家の戸別補償の申請、支給等の農政業務も同じ組織が担うようになってきました。

これは、スタッフ制として職員を配置し、戸別補償事務が忙しいときには、戸別補償事務を担当し、統計が忙しいときには統計事務を担当してもらうという形で、機動的に職員が対応しているということです。

そういったことから、先ほど申しましたように、この調査の把握対象である専ら統計業務に携わっている者から外れてきてしまったので、このような結果になっているところですね。

2点目の近年この3年ほど予算額が増加しているというところですが、例えば、26年度には経済センサスー基礎調査、それと同時に実施しております商業統計調査があります。それがそれぞれ44億、29億とかなり大きな調査が26年に入っている。さらに、56億円程度ですが、農林業センサスといった周期の調査によって増減が起こってくるということで、ここ3年は結果的に増加しているところですね。

○白波瀬委員 前半部については、今までどうして農水省でこんなたくさん人が専任としていらっしやったのかということも、一つ疑問としてはあるかもしれないのですが、やはりデータそのものがかなり複雑化していて、それでなおかつ非常に精緻化を求められるというところでは、やはり専門職という点が強くなるのではないかと思うので、恐らくここは全体として再考するというか、専任としてキャリアをちゃんとそこでつなげるような人を一人でも多く必要とされているのではないですかというのが感想として一つありました。

もう一つは、使い回しという点で、整理という観点もあったかもしれないのですけれども、危機感があったということです。2点目の予算についてなのですけれども、どうもこれは国勢調査があるときに跳ね返って、つまりデータそのものの中の見直しという点では、やはり前面に出ていなくて、予算はもうそういう意味でフィックスされていて、それでどの調査が入るかによって全体が動くということだと、やはり概念的に予算がどう投入されているのかと言ったら、そういう数の変動に係らず、実質どれだけ投入できているのかというのがやはり必要なことになってくると思うので、そのあたりをどう区別するかというのは、また別なのですけれども、やはり統計そのものの質を見るためにどれだけお金が投入されているかという見方が工夫できるようになれば良いと感じました。

以上です。

○西村部会長 有難うございました。

その点、北村委員。

○北村委員 この人数は定員枠の人数だと思うのですけれども、おそらく国勢調査とかがあると、非常勤というか、特別調査員みたいな人が外から雇われて増えたりしていると思うので、そういう定員以外の人のおれみたいなものが多分その年によって違って、それで定員の人たちの人数が減っているところを補ってもらっているのかなと思うのですけれども、そういう数字というのは出せるものなのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 そこまで細かい数字は持っておりません。

ちなみに、統計調査で最も予算を要するのは調査員調査の調査員報酬です。

極端に言ってしまうと、9割方は調査員報酬ということもあり得ると思います。

ですから、確かに御指摘のとおり、業務委託や臨時的な職員の採用、超過勤務といった部分の予算増という要因もございますが、どちらかという、やはりなかなか調査環境が厳しくなっている中で、調査員をどう確保するか、その処遇をどうするかが大きな問題かと思っております。

○北村委員 調査員はここの定員枠に入っていない訳ですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画官 全く入っておりません。

ちなみに国勢調査ですと、70万前後でしょうか。そのぐらいの調査員が一時に必要になりますので、冒頭申しましたように、あくまで国の統計調査の定員枠があるわけではなくて、各府省の中で、年度当初の4月1日現在、どれだけの人が統計業務に携わっているかというようなものを示した数字です。

○西村部会長 有難うございました。

ほかに。ございませんでしょうか。

それでは、白波瀬先生のごことは非常に重要な点なので、場合によっては政策統括官から説明をお願いするというような形で個別対応という形でおさめたいと思います。

それでは、統計リソースの確保・有効活用についてのヒアリングはここまでとさせてい

たきます。

その他。第Ⅱ期基本計画において、統計委員会が実施するとされた事項のうち、府省横断的な統計上の課題に関する研究については、統計委員会担当室が行う委託研究等、統計委員会に関する個々の取り組みを通じて進めることとなっていました。今年度は公的統計に活用可能なビッグデータをテーマに統計委員会担当室から委託研究を行うこととしましたので、御報告いたします。

それでは、本日予定された議事が終了いたしましたので、本日の部会はこのあたりまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤室長 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途お知らせいたしますが、9月10日水曜日、13時40分から開催予定の統計委員会終了後に、本日と同様にこの会議室において開催いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

どうも有難うございました。